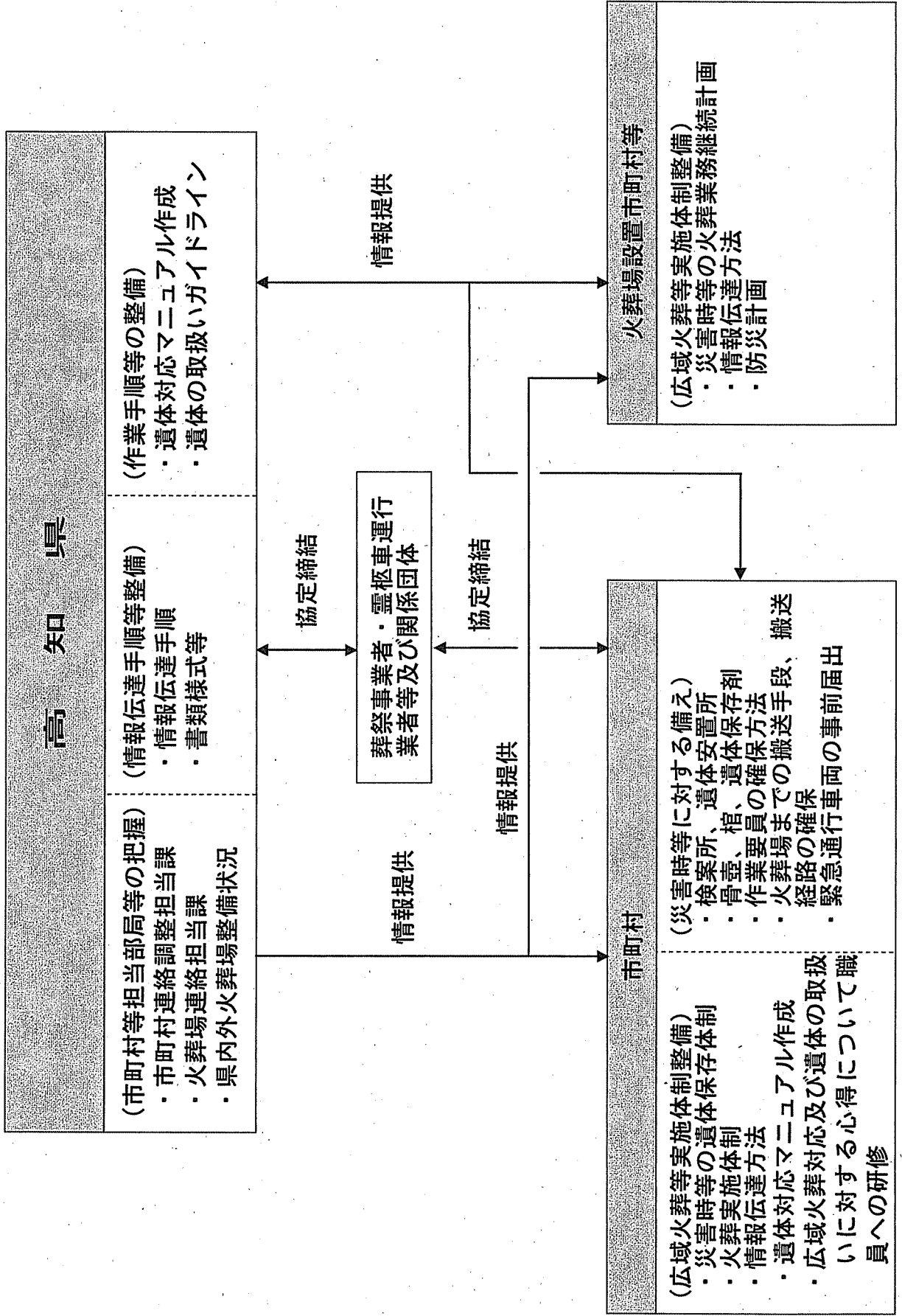


高知県広域火葬計画関係資料

1.	広域火葬に係る平常時の対策（概略図）	1
2.	広域火葬に係る災害時等の対応（概略図）	2
3.	遺体対応マニュアル	3
4.	遺体の取扱いガイドライン	8
5.	『「平成23年東北地方太平洋沖地震」の発生を受けた 墓地、埋葬等に関する法律に基づく埋火葬許可の 特例措置について』厚生労働省通知	15
6.	高知県災害救助法施行細則抜粋	18
7.	災害救助法の適用図	20
8.	災害救助法適用の場合の費用負担に関する流れ	21

1. 広域火葬計画に係る平常時の対策



3. 遺体対応マニュアル

○遺体の安置・処置等

責任者：

副責任者：

○遺体の埋火葬

責任者：

副責任者：

I. 目的

当該マニュアルでは、地震、風水害等の災害により発生した遺体の検案、安置、処置を円滑かつ適切に行うために、実施主体・担当部局・災害前から後に至るフロー・留意事項等を具体的にまとめている。

II. 平常時の備え、整備事項（災害発生前）

○大規模災害における遺体安置所（公共施設、寺院等）の確保

【〇〇課】

○遺体の搬送体制の整備

【〇〇課】

○棺やドライアイス等の調達に係る県への連絡

【〇〇課】

○遺体の火葬対応先の確保に係る県への連絡

【〇〇課】

○安置所の運営

【〇〇課】

III. 遺体の検案・安置・処置等フロー（災害発生後）

1. 死者の発生数・被害状況の確認

- ↓
- (1) 市町村災害本部は、災害状況・規模の確認を行い、また、警察・消防と連絡をとり情報収集及び情報提供する。
 - (2) 担当課は、市町村災害対策本部からの報告を受け、今後の対応に

↓
必要な物品を把握し、今後の調達について県に状況報告し、協力を依頼する。

2. 検案所・遺体安置所の設置

- (1) 担当課は、警察署とも協議しながら、あらかじめ検討していた候補地の中から検案所及び安置所を設置する。また、シート、毛布等の必要な物品を調達する。
- (2) 担当課は、検案所及び安置所に指定した場所とその総数及び各安置所の受け入れ可能な遺体数について県及び所轄の消防署・警察署に連絡する。
- (3) 担当課は、葬祭業者に安置等について協力依頼し、棺・ドライアイス等の調達に努め、不足分を県に調整依頼する。

3. 遺体の安置

- (1) 担当課は、捜索により発見した遺体を安置し、遺体発見の日時及び場所、氏名等について確認のうえ遺体台帳を作成する。
- (2) 担当課は、開設している遺体安置所と安置所ごとの遺体安置数について市町村災害対策本部に報告する。

4. 遺体の処置

検案所では、必要に応じて遺体について洗浄・縫合・消毒等の処置を行う。

- (1) 担当課は、警察官による見分及び医師による検案がすみやかに行われるように警察と連絡をとりあい、協力する。
- (2) 担当課は、洗浄等の処置の済んだ遺体を納棺し、一時保存する（ドライアイスで遺体の腐乱を防ぐ）。

5. 遺体の身元確認・引き渡し・検案所、安置所の撤収

- (1) 担当課は、警察等と協力しながら、身元引受人の発見に努め、また、遺族からの行方不明者に関する相談に応じ、遺族に遺体を引き渡す。
- (2) 担当課は、誰にいつ引き渡したか遺体台帳に記載する。
- (3) 担当課は、一定期間を経過した後も氏名等が不明で引受人のないときは行旅死亡人として取り扱う。
- (4) 担当課は、市町村の取扱件数等のとりまとめをし、県に報告する。
- (5) 担当課は、検案が終了し、安置された遺体が全て引き渡されたら、検案所、安置所を撤収する。

IV. 遺体火葬フロー（災害発生後）

1. 死者の発生数・被害状況の確認

- (1) 担当課は、市町村災害対策本部より災害状況、規模を確認する。
- (2) 担当課は、市町村災害対策本部から死者数・行方不明者数に関する情報を収集する。

2. 火葬場の状況確認（自市町内に火葬場のある場合）

- (1) 担当課は、火葬場施設の被害状況、ライフライン状況を確認する。
- (2) 担当課は、火葬場職員の出勤状況を確認する。
- (3) 担当課は、火葬場に被害がある場合は、復旧見込みを確認し、火葬能力を把握する。
- (4) 担当課は、火葬業務に必要な物品（灯油、骨つぼ等）の調達を依頼する。

（自市町村内に火葬場のない場合）

担当課は、県に近隣の火葬場の運営状況を確認する。

3. 火葬方法の検討

- (1) 担当課は、死者数、被害状況、火葬場の機能状況等を総合的に判断し、全遺体数の火葬計画を策定する。
- (2) 担当課は、県に被害状況を報告し、必要があれば県内外火葬場利用の協力を依頼する。
- (3) 県は、県内外の火葬場利用方法の調整を行う。

4. 火葬場利用の情報提供

担当課は、火葬計画に基づき、県内・外火葬場の利用方法、利用可能場所・日時等の情報を遺族に提供する。

5. 遺体の火葬

- (1) 担当課は、対象となる遺体数を統一様式により県へ FAX で報告する。
- (2) 県は、火葬計画に基づき、利用火葬場等につき統一様式により市町村担当課へ FAX で連絡する。
- (3) 担当課は、火葬許可書を発行し、指定された火葬場への遺体搬送の手配を行う。市町村の戸籍等による確認作業を実施することが困

難な場合等火葬許可証の発行に時間を要する場合は、火葬許可証に代わる証明書（特例許可証）を発行する。

証明書を発行する場合、市町村は死体検案書の内容を確認しその写しを保存し、後日火葬許可を取得する旨の誓約書をとること。

- (4) 担当課は、遺体搬送手段の確保が困難な場合は、連絡調整を行う。（必要に応じ、関係機関、ボランティアへ協力を要請する。）
- (5) 火葬場は、火葬後に火葬証明書を発行する。
- (6) 担当課は、県外火葬場を利用する場合、県、当該火葬場等と協議し実施する。
- (7) 担当課は火葬台帳を作成する。

6. 引取者がない遺骨・遺留品の一時保管

- (1) 担当課は、火葬された遺骨及び遺留品を、遺体が収容された安置所に一時保管する。
- (2) 担当課は、一定期間経過後、遺骨を引取者が現れるまで公営納骨堂等で保管する。

V. 遺体埋葬フロー（災害発生後、遺体の火葬が困難な場合）

1. 埋葬の候補地から埋葬地を選定

埋葬地の下記の要件を考慮したうえで選定する。

- ①高燥で飲料水に影響を及ぼさない土地であること。
- ②公共の福祉の見地や墓地近隣の住民感情を十分に考慮した場所であること
- ③墓地の広さについては、一体毎に埋葬できる十分な広さ（1.5～2.0mは掘ることが可能であること）を有する土地であること。
- ④仮埋葬地でない場合は、市町村等で永代にわたり墓地として管理できる場所であること。

2. 埋葬地に対して墓地、埋葬等に関する法律に基づく経営許可を取得法の許可権限を有している市以外は、保健所で許可を受けること。

3. 墓地、埋葬等に関する法律に基づく埋葬の手続き

○遺体の身元が判明した場合

- (1) 市町村は、死体検案書の内容を確認しその写しを保存する。
- (2) 市町村は、後日埋葬許可を取得する旨の誓約書を取り、埋葬を行

った旨の証明書を交付するとともに台帳を整備する。

○遺体の身元が不明の場合

- (1) 市町村が死体検案書の内容を確認した後、土葬を行う。
- (2) 市町村は、死体検案書の原本を保存し、台帳を整備する。

なお、遺族が後日判明した場合は、遺族に対し、死亡届及び埋葬許可申請を求め、埋葬許可証を発行する。

4. 「遺体の取扱いガイドライン」

1 目的

遺体への対応は重要な災害救助業務である。遺体対応は心理的な負担を伴うこともあり、こうしたなか遺族感情等にも配慮しながら的確な対応を行うことが求められる。そのため、遺体への対応について必要な事項をまとめることにより、的確な遺体対応にすることを目的とする。

2 遺体の取扱い

(1) 遺体に対する礼と適切な取扱い

混乱した現場においては、ともすれば事務的な取扱いとなり、遺族感情への配慮が欠けた対応になりがちなため、心理的負担があるなかでも遺体に対する礼節を失わず、冷静・沈着かつ的確な対応を期して行動する。

(2) 遺体の取扱い

ア 遺体の発見、通報

- (7) 所轄警察署又は直近の警察官は、災害現場から遺体を発見した旨の通報を受けた場合は、速やかに対応する。
- (4) 市町村長は、検視・検案を経ずに埋・火葬することを防ぐため、死亡者を取扱った者に対し、必ず警察に通報し、検視・検案を受けさせることを徹底する措置を講ずるものとする。

イ 遺体の検視・検案

- (7) 自然災害によって生じた遺体の検視は警察が行う。
- (4) 検案は、法医学者、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師が警察の協力を得て行う。

ウ 遺体の収容

- (7) 市町村長は、所轄警察署と協議し、候補施設のうち、遺体の収容、検案、安置及び遺族等への引渡し等の実施のための施設（以下「安置所等」という。）を選定のうえ指定する。
- (4) 警察等は、捜索により収容された遺体を安置所等に搬入する。
- (4) 市町村長は、検案の終了した遺体について、遺体台帳等を作成のうえ納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に添付する。

エ 身元確認

- (7) 遺体の身元確認のために、身元不明者については、遺体及び所持品を写真撮影するとともに、人相、着衣、特徴、歯科医師による口腔内所見等を記録し、遺留品等を保管する。

- (4) 警察は、身元不明者の身元確認のため、高知県警察協力歯科医等への協力要請を行う。

オ 遺体の引渡し

- (7) 警察は、遺体の検視及び検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者に引渡す。

この際、市町村長は警察が行う遺体の引渡し作業に協力する。

当該遺体について身元の確認ができない場合は、市町村長に引き渡す。

- (4) 市町村長は、遺体の検視及び検案が終了し、身元が明らかになった遺体の氏名等を掲示し、遺族等の早期発見に努める。

又、市町村長は身元不明の遺体の遺留品等についても、安置所等で情報を公開し早期に遺族に引き渡せるように努める。

- (9) 市町村長は、遺族等の引取者がいない場合は、火葬し、焼骨を仮収蔵する。

(3) 資機材の調達等

市町村長は、警察、県、他市町村等と協議し必要な棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋、毛布等を調達・確保するとともに、遺族感情等を考慮して、可能な限り焼香台等についても配慮する。

(4) 広報

市町村長は、遺体（死亡者）数、死者の氏名、身元不明死体数等の広報に当たっては、警察、消防等関係機関と協議のうえ、慎重に統一的に行なうものとする。

3 適正な対応

災害時の遺体対応等について、市町村の行政担当者等が留意すべき注意事項等を次のとおりとりまとめる。

(1) 遺体への配慮（基本的事項）

ア 「死体」と「遺体」とは客観的に異なるのではなく、それに臨む態度、心情が異なり、すでに「いのち」は失ってはいても、そこに確かに生きた「いのち」があったことへの尊敬があるのが遺体である。

イ 遺体を扱うにあたっては、あらゆる局面において、それを単なる物体としてではなく、尊敬の対象である遺体として常に礼が失われることのないよう細心の注意を払うとともに、遺族等に冷たい印象を与えないように配慮すること。

(2) 遺体への対応

ア 遺体の措置にあたっては、環境汚染及び衛生に細心の注意を払い、可能な限り浸透性のない白衣等を着用すること。

イ 遺体から体液や血液が漏出しているにもかかわらず、素手で遺体を扱うこと

が遺体を大切に扱うことだという誤った考え方をしないこと。

また、遺体は感染症を保持している可能性（B型肝炎等の感染）もあるものとして、衛生的な保管に心がけ、次の点に留意する必要がある。

- (ア) 使い捨てのマスクと使い捨てのゴム手袋を着用すること。
- (イ) 手指に傷のある場合には手袋を二重にすること。
- (ウ) 扱い後はうがいをし、流水で手をよく洗い、消毒用アルコール等で消毒すること。
- (エ) 遺体を移送する際には、使い捨てシートを使用し、胸を圧迫しないように優しく包んで運ぶように注意すること。
- (オ) 法定伝染病等伝染性疾患の可能性の高い遺体については、医師の指示に従って慎重に扱うこと。

【注意事項】

- ① 死後2～3時間経過すると死後硬直が始まるが、硬直した遺体の処置は難しい場合もある。
- ② 下顎が下がっている場合は、頭頂部～下顎を包帯で固定する。眼瞼が閉じない場合は、眼瞼と眼球の間に柔らかい紙小片を入れて閉じる。
- ③ 検視がすむまでは、死亡時の状態を維持しておくこと。

(3) 遺族への配慮（基本的事項）

遺族にとって、特に火葬前の遺体は家族・親族そのものであり、死亡したとはいっても必ずしもそれをまだ本心から納得したとは言えない状態にある。

災害時における遺族の心の中は相当な混乱を来していると言われているため、遺族の気持ちを配慮して言動等については細心の注意をもって対応すること。また、感情的なトラブルをおこさないよう注意すること。

〈参考〉

遺族の心情は、火葬を境に大きく変化すると言われている。火葬の日取りが決まらなると遺体の変貌に対する恐怖心、不安な気持ちが強くなり、いざ火葬が行われようとするとう失うという恐怖感、淋しさによって支配される。そして火葬が終わると、恐怖心はなくなるが、もう会うことができないという諦めに心が支配されるが、悲しみが深く心の底に沈殿している状態に近く、悲しみが無くなったわけではない。

(4) 遺族への対応

ア 遺族は悲嘆の状況下にあるが、悲嘆反応が著しく長引く、又は遅れて起こる、

変形した悲嘆反応を示すなど、病的な悲嘆反応を示す場合は必要に応じて専門家（ケースワーカー等）に対応を依頼する必要がある。

イ 安置所等で従事する関係者にあつては、すべてにおいて公平な扱いを基本原則とするとともに、遺体の扱い等を通じて知り得た故人、家族等の情報（秘密）を無関係な第三者に対して決して漏らさないよう守秘義務を厳守すること。

(5) その他基本的事項

ア 棺、ドライアイス等の確保は迅速に行うとともに、関係機関等との情報交換を十分に行い、発注が重複しないよう注意すること。とくに自治体窓口の一本化は必須である。

イ 被害状況によっては個々の安置所等へ直接配送することが難しい場合も想定して、運搬計画を定めること。

ウ 火葬にあたっては、実施火葬場、遺族及び葬祭業者との連絡調整を円滑に行い、速やかな火葬が行えるよう配慮すること。

エ ボランティアとして地元自治会等に依頼する場合もあると思われるので、ボランティア活動時における不慮の事故等に対する補償（ボランティア保険等）について事前に検討しておく必要がある。

(6) 遺体の安置所等の開設における注意事項

ア 開設場所の選定等

(ア) 遺体の安置所等の開設場所は、事前に防災計画等において予定地を選定しておく必要がある。

(イ) やむを得ず事前に定められた以外の場所に安置所等を開設する場合であっても、避難住民の感情及び避難生活への影響を配慮し、避難所内に開設することは避けること。

(ウ) 遺体の安置所等は遺族関係者の出入りも多くなるため、交通の便を配慮するとともに、電話、便所等の設備も不可欠である。

(エ) 遺体（棺）を収容・安置するにあたっては、遺族の通路等として適当な間隔を確保する必要がある。さらに、身元が確認できた遺体の安置スペースが別に確保できることが望ましい。

(オ) 遺体の安置所等には、遺体収容・検案・安置スペースと併せて棺の組み立てやドライアイス等の用品ストックのためのスペースも必要である。なお、棺組立て室は遺族の感情を配慮し、遺体収容・検案・安置スペースと区分することが望ましい。

(カ) 遺体の安置所等の設営、棺組立て等にあたっては、葬祭業関係者等の協力が不可欠と思われる。

イ 必要物品・用具

(7) 必要物品・用具としては、次のものが必要と思われる。

- ・納体袋 ・木棺（厚さ6～8分が一般的） ・白地の布 ・番号用木札
- ・ドライアイス ・金づち、釘 ・厚いビニールシート ・情報伝達用の筆記用具 ・カメラ（フィルム） ・照明用発電機 ・投光機 ・バケツ
- ・担架 ・搬出用ロープ ・毛布 ・脚立・棺用ふとん（まくら付）、着物等

※ ローソク、線香については火災の心配があるため、原則として使用しないことが望ましい。

※ 位牌（三段）、数珠、三具足、経机等については、無宗教的対応を原則とすることから基本的には不要と思われる。

〈参考〉

棺の種類は大きく分けて、①天然木棺、②フラッシュ棺、③布張棺の三種類があり、また、サイズとしては「成人用」と「子供用」とに大きく分かれ、さらに成人用はいくつかのサイズに分かれるが、メーカーによって必ずしも統一されていない。

ウ その他

(7) 遺体の安置所等における遺体の扱い等は無宗教的な対応を原則とすることが望ましい。

(イ) 遺体の安置所等の所在地、名称、収容能力や収容した遺体に関する情報等について、広報、掲示板等を活用して関係者、住民等に周知徹底すること。

(ウ) 所持品等は遺体の氏名等を記載したビニール袋に入れ、当該遺体の周囲（棺の上）に保管すること。

(エ) 棺に副葬品を入れる場合は、火葬の際に爆発するおそれのあるもの（ガスライター等）、燃えないもの（メガネ等）、遺骨を傷つけるおそれのあるもの（ゴルフボール等）、遺骨を着色するおそれのあるもの（果物等）は、避けること。

(7) 遺体安置における注意事項

ア 遺体の保管

(7) 検視・検案の終了した遺体は納棺（納体袋に納めた後、納棺することが望ましい。）し、安置スペースに保管する。

(イ) 遺体の保管にあたっては木札等を用いて、遺体の身元が識別（番号等）できるようにすること。

(ウ) ドライアイスは、遺体の腐敗の進行を遅延させるために必要不可欠である

が、ドライアイスは新聞紙、タオルなどに包み、手で直接扱うと皮膚が傷つくため軍手等を使用して扱うこと。

- (I) 遺体は胃や腸の腐敗が早く、腐敗ガスを発生させるため、胸から腹部まで（喉元から下腹部）がポイントである。なお、ドライアイスはほとんど直下にしか効果がないことに留意すること。

（基本的な納棺処置方法）

- ①遺体の損傷にもよるが、納体袋のまま棺に入れる
 - ②顔の両側、胸、腹部の上に新聞紙または綿花などで包んだドライアイスを置く
 - ③上から掛け布団、毛布などでドライアイスを覆う
 - ④棺のふたを閉める
- (a) ドライアイスは遺族にとって気持ちのいいものではないため、直接目に触れぬようタオルやシーツで見えなくすることが望ましい。
 - (b) 棺に収められた1遺体当たりのドライアイス必要量は、一般的には10kg/日であるが、最初に20kgを使用して凍らせると効果的である。夏場の使用量は30kg/日が大まかな目安であるが、遺体の状態、天候等を考慮して加減する必要がある。
 - (c) ドライアイスを大量に使用する必要がある場合は、換気に十分配慮すること。
 - (d) 遺体の洗浄、縫合、消毒等は識別、確認のために不可欠であるが、その場合、周辺環境等への微生物汚染等に注意し、必要に応じて消毒等を行うこと。
 - (e) 遺体の洗浄等の作業は、遺族の感情等を配慮し、遺族の目にふれないことが望ましい。

イ 遺体の識別

- (a) 遺体の所持品等（遺体の損傷が激しい場合にあっては着衣等）は、遺体からはずしてビニール袋に詰め、当該遺体の棺の上に乗せ、身元判明のための識別資料とすることが望ましい。
- (b) 身元の判明しない遺体については、後日、住民（遺族）からの照会に対する処理所の1つとして、遺体の写真も重要な手掛かりである。
- (c) 棺の上に置く番号札及び遺体の所持品等のビニール袋の番号は、納棺されている遺体の番号と一致すること。

ウ その他

- (a) 遺族等に対して、火葬等に係る事務手続き方法を周知徹底するため、火葬等相談窓口を設置すること。
- (b) 火葬希望者に対する火葬場の受付、火葬日時決定等に係る指示については混乱を避けるため、文書で行うことが望ましい。

また、埋火葬許可証、死体検案書等の必要書類を紛失しないよう注意を促

すこと。

- (7) 遺体がどのような感染症にかかっていたのか不明であるので、遺体の洗浄等に使用した布等については、環境汚染等が生じないよう他の廃棄物と区別して収集し、焼却等適切な処分を行うこと。

(8) 棺（遺体）の搬送における注意事項

- ア 棺（遺体）の搬送にあたっては、遺族の心情等を考慮すると霊柩車等の専用車を用いることが望ましいが、やむを得ない場合は、遺体搬送用の車両を準備する。
- イ 棺の運搬等において、霊柩車等への棺の上げ下ろし等に少なくとも数名の人員確保（搬送担当者とは別に）が必要であることに留意すること。
- ウ 長距離の棺（遺体）搬送にあたっては、ドライアイス等の補充に留意すること。
- エ 火葬を行うための棺（遺体）の搬送は、搬送先の火葬場の予約時間前に到着できるだけの余裕をもって出発すること。
- オ 遺族の心情を考えるとやむを得ないケースもあるが、火葬の順番を多くの遺族が待っていることを考慮し、棺（遺体）搬送における同行者は必要最小限とする必要がある。

(9) 火葬場搬入における注意事項

- ア 火葬場への棺（遺体）搬入計画の策定にあたっては、応援受入火葬場、遺族、葬祭関係業者等と日時等について十分な連絡調整、連携を図ること。
- イ 火葬場における同行遺族等の簡易宿泊場所、待機所（休憩所）、遺骨の引渡し場所等の有無、骨つぼの確保、遺族による最後の立ち会いや拾骨の制限等について、応援受入火葬場と十分な連絡調整を行い、対応の可否、状況把握等に努めること。
- ウ また、火葬前又は拾骨後に読経等を依頼する遺族も多いことから、火葬場における読経所等の設置の可否についても、必要に応じて応援受入火葬場と調整を図ること。
- エ 遺族等に火葬許可書等の必要書類の持参を忘れないよう注意を喚起すること。
- オ 遺族への確認によりペースメーカー装着が確認できた場合は、火葬担当職員の負傷防止のため、遺族に対して火葬場で装着していることを話すよう説明すること。
- カ 火葬場における所要時間としては、1棺（遺体）当たり1時間30分から2時間が見込まれる。

5. 厚生労働省通知

※原本の写しの印刷状態が悪くなったため、こちらで打ち直したものを添付しております。

健衛発0314第1号

平成23年3月14日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」の発生を受けた墓地、埋葬等に関する法律に基づく埋火葬許可の特例措置について

この度の平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による被害に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、死体を埋火葬するためには、墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓地埋葬法」という。）に基づき、死亡届等を受理した市町村長の発行する埋火葬許可証を受ける必要がありますが、今回の地震災害による死亡者が極めて多数であること、交通事情も混乱していること、市町村における死亡届に係る確認作業が困難であること等の事情から、埋火葬許可証の発行を待っていたのでは、死体の腐敗等により公衆衛生上の被害が発生する可能性も否定できない状況にあります。このことについては、既に平成23年3月12日健衛発0312第1号（別紙参照）により、都道府県に対し必要に応じ当課に相談いただくようお願いしておりましたが、関係の都道府県から墓地埋葬法の特別措置についての検討要請があったことを受けて、また、今回の地震被害の発生に伴う事態の重大性と緊急性に鑑み、阪神・淡路大震災の際における対応を参考に、埋火葬許可証の発行に関して、必要に応じ下記の特例的な取扱いを行われるようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、下記の特例措置について、管下市町村及び火葬場等への周知及び指導方よろしく申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

また、事態の進展に応じ、今後、更なる対応について講ずることも考えられます。つきましては、引き続き現地の状況等について当課まで情報提供いただけるようお願いいたします。

記

1. 市町村が埋葬許可証に代わる証明書を発行する方式について
 - (1) 今回の地震災害に伴う緊急事態により、通常の手続に従って埋火葬許可証の発行を行っていたのでは、死体の腐敗等により公衆衛生上の危害を発生するおそれがある場合には、申請を受けた市町村は、速やかに埋火葬許可証に代わる証明書（以下「特例許可証」という。）を発行すること。
 - (例) 埋火葬許可証の迅速な発行が困難となる場合
死亡届を受理したものの、受理した市町村の担当部局が混乱しているため、埋火葬許可証の発行に必要な戸籍等による確認作業を実施することが困難な場合
死亡者に係る死亡届を市町村長が受理した後に、遺族が遺体を他の市町村に搬送し、そこで埋火葬許可証を申請した場合
 - (2) 市町村は、特例許可証を発行するに当たって、当該死体に係る死亡診断書又は死体検案書の内容を確認し、その写しを保存するとともに、申請者の住所、氏名、死亡者との続柄等、必要事項を記載した台帳を整備すること。また、申請者から、後日適法な埋火葬許可証を取得する旨の誓約書をとること。
 - (3) 墓地及び火葬場においては、特例許可証を埋火葬許可証とみなして埋火葬を実施し、特例許可証に埋火葬を行った日時を記入し、署名し、印を押し、これを埋火葬を求めた者に返還すること。
 - (4) 申請者は、現在の混乱状況が解消した段階で、特例許可証を添えて、市町村長に埋火葬許可証の発行を求めること。
2. 1による市町村の対応が困難な場合における墓地及び火葬場における対応について
 - (1) 1による対応によってもなお公衆衛生上の危害を発生するおそれがある場合には、墓地及び火葬場に直接、埋火葬の申出があったときは、墓地及び火葬場の管理者は、速やかに埋火葬を実施すること。
 - (2) 墓地及び火葬場の管理者は、埋火葬を行うに当たって、当該死体に係る死亡診断書又は死体検案書の内容を確認し、その写しを保存するとともに、申請者の住所、氏名、死亡者との続柄等、必要事項を記載した台帳を整備すること。
 - (3) また、当該墓地及び火葬場の管理者は、申請者から、後日適法な埋火葬許可証を取得する旨の誓約書をとるとともに、特例的に埋火葬を行った旨の証明書を申請者に交付すること。
 - (4) 申請者は、現在の混乱状況が解消した段階で(3)の証明書を添え

て、市町村長に埋火葬許可証の発行を求めること。

3. 実施にあたっての留意事項

(1) 特例許可証等の様式について

今回の特例措置により市町村が発行する特例許可証、申請者から徴収する誓約書、墓地及び火葬場の管理者が発行する証明書については、いずれも厚生労働省から統一的な様式は定めないので、様式については、各都道府県等におけるそれぞれの状況に応じ、適切に対応されたい。

なお、特例許可証の様式については、火葬許可証の様式に赤字で特例許可である旨のゴム印を押すこと等の方法により対応しても差し支えない。

(2) 特例許可証等に係る台帳について

今回の特例措置により市町村が整備すべき特例許可証に係る台帳については、特例許可証に係る特別の台帳を別途整備する方法による他、特例許可である旨を明記して既存の埋火葬許可証に係る台帳に記入する等の方法によっても差し支えないこと。

また、墓地及び火葬場の管理者が整備すべき証明書に係る台帳についても同様である。

(3) 特例許可証による焼骨の埋葬について

今回の特例措置は、東北地方太平洋沖地震により生じた事態が、墓地埋葬法の予定しない特殊な状況にあったことを鑑み、死体の腐敗等による公衆衛生上の危害の発生を未然に防止する観点から、緊急避難的対応として実施した措置であることから、すでに死体を埋火葬した後は、こうした緊急事態は一定の収束を見るものと解している。したがって、現在の混乱状況が解消した段階で墓地埋葬法の規定に基づく正式な火葬許可証の発行を受け、その後、これに基づき焼骨の埋葬を行うことが求められ、特例許可証に基づき焼骨の埋葬までを行うことを意味するものでない。

4. 特例措置を実施すべき範囲と期間について

(1) 1及び2の特例措置の対象となる死体は、死亡診断書又は死体検案書の記載等から、東北地方太平洋沖地震について災害救助法の適用により指定を受けた市町村において死亡した者であることが確認できるものとする。

(2) 1及び2の特例措置を実施する期間は、別途、本職から特別措置の廃止を連絡するまでの間とすること。

6. 高知県災害救助法施行細則抜粋 全部改正〔平成24年規則59号〕

第1条 災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)による救助が必要であると認める災害が発生したとき又は法による救助が必要であると見込まれるときは、知事は、当該市町村長に被害の状況について報告を求めるものとする。

2 前項に規定する場合において、事態が急迫して知事による救助の実施を待ついとまがないと認めたときは、当該市町村長は、法第30条第2項の規定に基づき救助の実施に着手することができる。

3 知事は、法第30条の規定に基づき救助が適切に実施されるよう市町村長に対し技術的な助言を行うものとする。

第2条 災害救助法施行令(昭和22年政令第225号。以下「政令」という。)第9条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第1に定めるところによる。

別表第1

10 死体の搜索

(1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

(2) 死体の搜索のため支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上げ費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

11 死体の処理

(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。

(2) 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 死体の一時保存

ウ 検案

(3) 検案は、原則として救護班において行うものとする。

(4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり3,300円

イ 死体を一時保存する場合

(ア) 死体を一時収容するために既存建物を利用するとき。

当該施設の借上げ費について通常の実費

(イ) 既存建物を利用することができないとき。

1体当たり 5,000円

ウ 検案が救護班によることができない場合 当該地域の慣行料金

(5) 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

12 埋葬

(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。

(2) 埋葬は、原則として棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うものとする。

ア 棺(附属品を含む。)

イ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇用費を含む。)

ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人201,000円以内、小人160,800円以内とする。

(4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇用費

(1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇用費として支出することができる範囲は、次に掲げる場合とする。

ア 被災者の避難

イ 医療及び助産

ウ 災害を受けた者の救出

エ 飲料水の供給

オ 死体の搜索

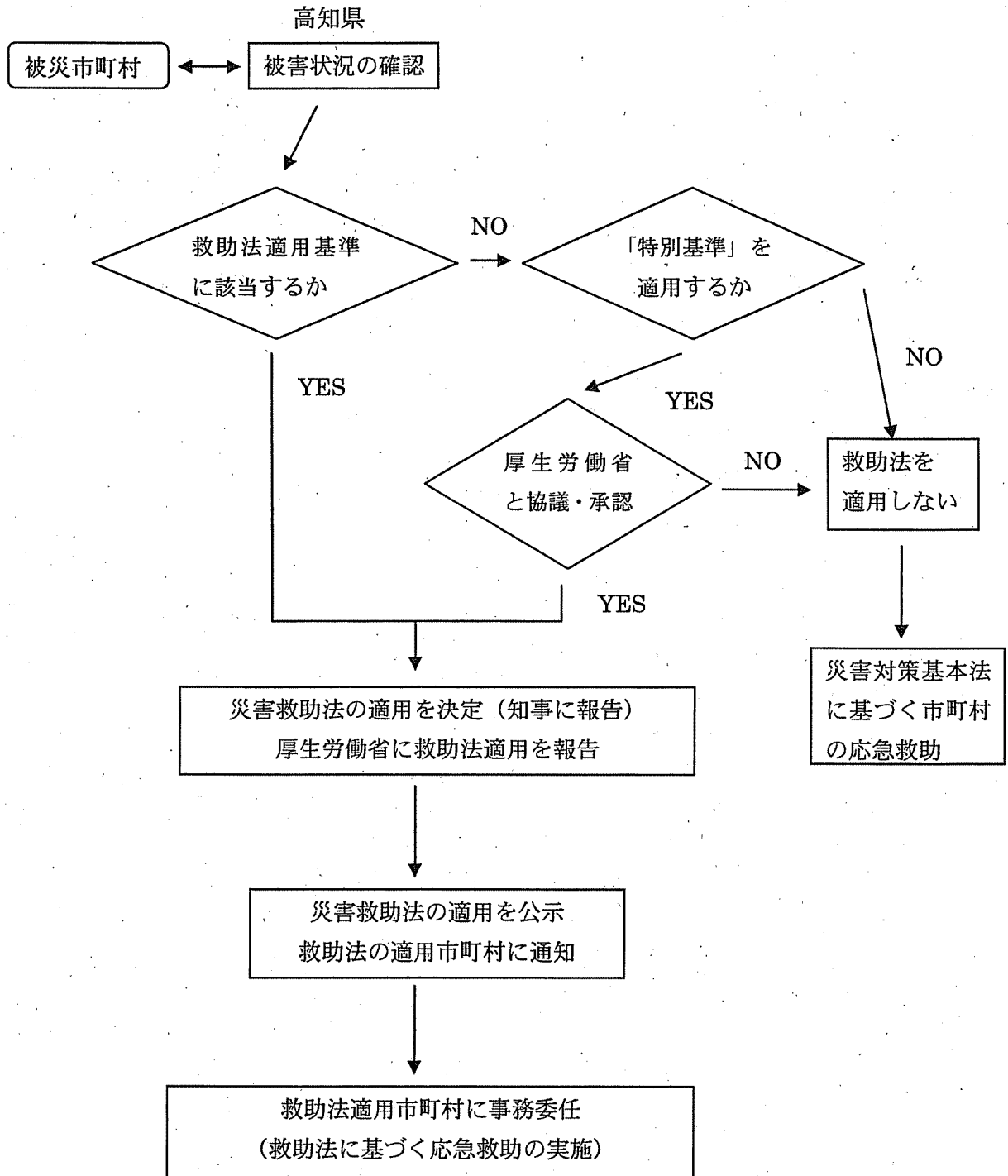
カ 死体の処理

キ 救済用物資の整理配分

(2) 救助のため支出することができる輸送費及び賃金職員等雇用費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間内とする。

7. 災害救助法の適用図



8. 災害救助法が適用された場合の費用負担に関する流れ

